避難確保計画

（津波編）

|  |
| --- |
| 【施設名： 〇〇〇〇〇〇〇〇】 |

|  |
| --- |
| 令和元年🔴月🔴日 |

１　計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71 条第１項に基づくものであり、本施設利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の適用範囲

この計画は、本施設における職員及び利用する全ての者に適用するものとする。

３　避難誘導

(1)　避難場所・避難経路

　避難場所「●●●」

避難経路図※：施設内の目立つところに常時掲示する。

※別紙１を参照して作成

(2)　避難誘導方法

・日頃から、避難経路図を施設内の目立つところに掲示し、利用者等に周知しておく。

・避難場所に誘導するときは、声をかけながら誘導する。

・浸水の恐れがあるところからの避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

４　防災体制

(1)　体制表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 緊急地震速報 | 津波情報等の情報収集 | 情報収集・伝達要員 |
| 警戒体制 | 津波注意報発表 | 津波情報等の情報収集 | 情報収集・伝達要員 |
| 使用する資機材の準備 | 避難誘導員 |
| 保護者・家族等への事前連絡 | 情報収集・伝達要員 |
| 非常体制 | **危険の前兆を確認**（※）避難指示(緊急)の発令津波警報、大津波警報の発表 | 避難誘導（揺れによる危険が去り次第、**速やかに避難**誘導を実施する） | 避難誘導員 |

※　強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合等

(2)　役割分担　…別紙２

５　情報収集・伝達　…別紙２

　役割分担表に基づき、情報収集・伝達を実施する。

６　避難確保資器材等一覧　…別紙３

７　防災研修・訓練の実施

　(1)　全従業員対象

毎年●月に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　(2)　新規転入職員等対象

毎年●月に研修及び避難誘導に関する訓練を実施する。